

酒田産木材を使用し住宅を建設する方に

30万円（最大60万円）を補助します

補助対象工事

次のすべての項目に該当する住宅の新築工事が補助対象となります。

- ① 酒田産木材を住宅の延床面積^{※1}1m²あたり0.1m³以上使用すること。
- ② 対象となる工事の施工者が山形県に本店を有し、かつ、酒田市内に事業所・営業所がある法人、又は、個人事業者であること。例外として、市外の施工者で申請者と親戚関係^{※2}を示せる場合は対象とします。
- ③ 令和6年4月1日以降に基礎の掘削工事に着手した（する）もの。ただし、軸組工事を開始する前までに申請されたものに限りま。
- ④ 対象となる住宅が建築基準法に違反していないものであること。

※1 インナーガレージ等、住宅と自動車車庫が一体となっている場合、自動車車庫の部分の床面積は除きます。

※2 申請者と市外の施工者（代表者）が四親等以内の場合に限りま。

補助対象者

次のすべての項目に該当する方が申込みできます。

- ① 補助の対象となる住宅の建築主であること。
- ② 令和7年3月21日までに補助の対象となる住宅に居住し、実績報告書を提出できること。
※現在酒田市以外にお住いの方でも、本人の居住を目的として住宅の工事を行う方も対象となります。
- ③ 酒田市税を滞納していないこと。
- ④ 酒田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）に規定する暴力団員等ではないこと。

割増世帯（次の世帯要件を満たす方が対象です）

□①新婚世帯

- ・令和5年4月1日以降に婚姻した世帯（実績報告までに婚姻する場合を含む）
- ・事実婚の場合は、令和5年4月1日以降に同居を始めた世帯

□②子育て世帯

平成18年4月2日以降に生まれた子がいる世帯（妊娠している場合を含む）

□③移住世帯

建築主が令和3年4月1日以降に庄内地域^{※3}以外から本市に転入して住民登録された方、またはこの事業を行った後、本市に転入する予定の方。詳細については下表でご確認ください。

世帯区分	一般世帯	割増世帯
補助金の額	30万円	40万円
防火・準防火地域割増	20万円	
補助金の額 (割増額を加算した場合)	50万円	60万円

一般世帯：割増世帯に該当しない世帯

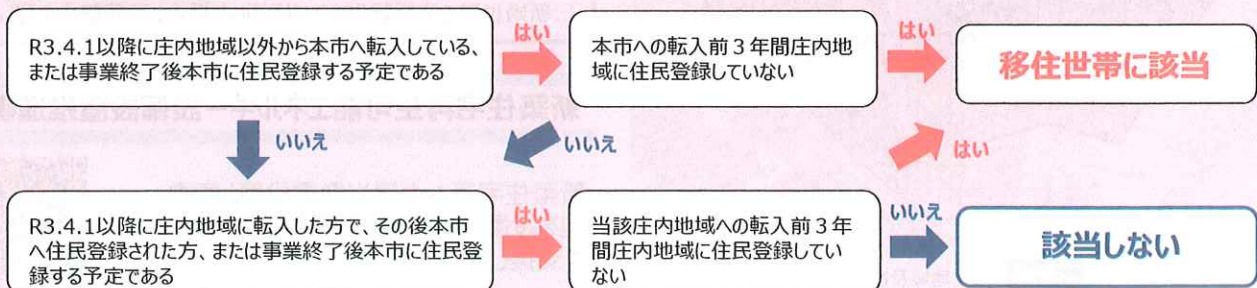
防火・準防火地域割増

- 別図（次頁）に示す地域（都市計画法に基づく「酒田都市計画区域」内における防火地域及び準防火地域）に建設する場合
※国の助成制度との併用はできません。

移住世帯対象チェック

※建築主（申請者）についてはチェックしてください。

※3 庄内地域：酒田市、鶴岡市、遊佐町、庄内町、三川町



申し込み方法・問い合わせ先

受付期間／4月8日（月）から4月12日（金）の8時30分から17時15分まで
申請が多数の場合は抽選となります。

申請が少ない場合は、受付期間を延長し（9月30日（月）まで）、
予算に達するまで先着順で受付します。

受付窓口／酒田市 建設部 建築課 確認審査係（市役所5階）

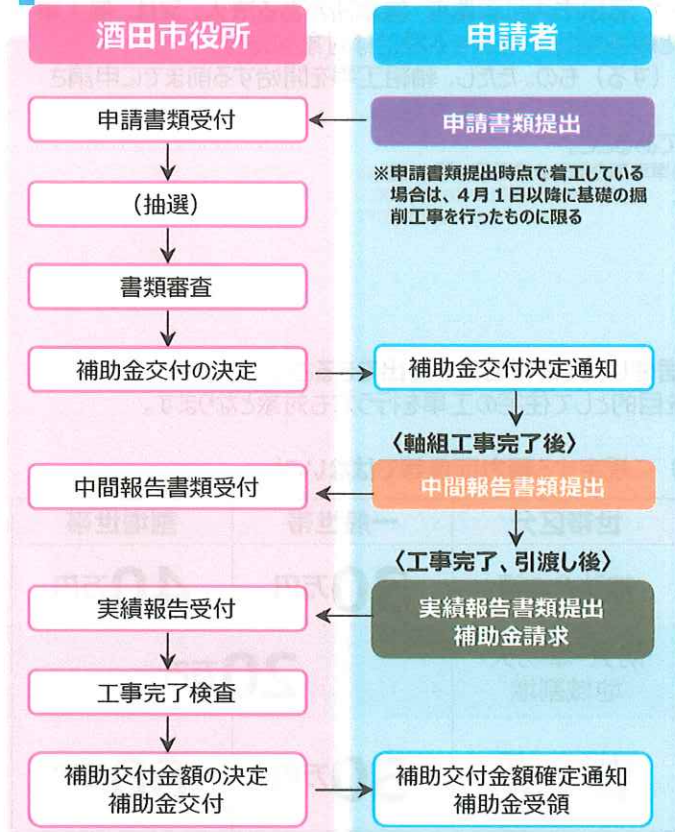
TEL：0234-26-5749 E-mail：kenchiku@city.sakata.lg.jp

提出書類がすべてそろっていることを確認し、受付します。



新築住宅ホームページ

手続きの流れ



提出書類

交付申請

- 交付申請書
- 工事計画図面（案内図、配置図、平面図、立面図2面以上、断面図、床面積求積図）
- 酒田産木材使用量計算書（計画数量）
- 工事請負契約書の写し
- 申請者及び住宅に同居する世帯全員の住民票謄本（本籍・続柄が表示されているもの）の写し
- 世帯により必要な書類
 - 新婚世帯（次のいずれかの書類）
 - ・戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）の写し（婚姻日、配偶者氏名が確認できるもの）
 - ・実績報告時までに婚姻予定がある場合、婚約証明書（法律婚用）
 - ・事実婚である場合、それぞれの住民票（本籍・続柄が表示されているもの）の写し、婚約証明書（事実婚用）
 - 子育て世帯
 - ・申請日において1人目の子を妊娠している場合、母子手帳の写し（表紙及び出産予定日がわかるページ）
 - 移住世帯
 - ・申請者の庄内地域転入前3年間の住所を確認できる書類（戸籍の附票）

中間報告（軸組工事了後）

- 中間報告書
- 工事写真
 - ・軸組完了時の外観（2面以上）
 - ・内観（3面以上、構造体全体がわかるもの）
 - ・断面寸法がわかるもの（酒田産木材使用量が多い部位で代表的なものを3箇所以上、1箇所につき2方向の寸法を測定すること）

実績報告（工事完了、引渡し後）

- 実績報告書
- 酒田産木材使用量計算書（実績数量）
- 完成写真
 - ・外観（2面以上）
 - ・居室（各室1枚）、台所、浴室、便所
- 「やまがたの木」販売管理票
- 工事実施図面（配置図、平面図、立面図2面以上、断面図、床面積求積図） ※申請時と変更ない場合は不要
- 申請者及び住宅に同居する世帯全員の住民票（本籍・続柄が表示されているもの）の写し（申請時と住所及び同居する世帯員が同じ場合は不要）
- 新婚世帯で実績報告までに婚姻した場合、戸籍謄本の写し

新築住宅再生可能エネルギー設備設置推進事業

新築住宅等へ太陽光発電設備と蓄電池を設置する方に初期費用不要な方式で支援します



再エネホームページ